

「蒲郡駅事件」の不当な起訴を弾劾する声明

本日、名古屋地方検察庁は、加藤誠二さんを在宅起訴することを決定した。我々は、この不当な起訴を満腔の怒りをもって弾劾する。何を15ヶ月経った今になっての在宅起訴か。会社、愛知県警公安3課、名古屋地検が一体となった不当弾圧であり絶対に許すことはできない。

そもそも、会社が盗まれたという「資料」は、昨年1月、匿名でわが本部事務所に郵送されてきたものである。心ある「誰か」による、JR東海「葛西労政」への内部告発であるのだ。「窃盗」は事実無根である。

また、昨年7月13日の大規模な家宅捜索が、愛知県警公安3課によってなされたことをみても、明らかな政治弾圧であることは明々白々である。会社が「刑事告発」したのが中村署であるのに、そして「窃盗」容疑であるのに、なぜ県警公安3課なのか。その不当性は当初より明らかなのだ。

我々は、会社による「不当解雇」攻撃に、11.4ストライキ闘争を闘い抜いた。そして、今なお職場から「反弹圧」「反処分」の闘いを展開している。

「仲間の首を切られて黙ってられるか！」

名古屋地検による、不当な「起訴」をあらためて弾劾する。間もなく始まるであろう「裁判」の勝利に向かって全組織をあげて闘い抜くことを明らかにする。

2008年3月19日

J R 東海労働組合